京都芸術大学事件

大阪地裁令和2年8月27日判決

弁護士　中小路　大

京都芸術大学事件（事案の概要）

- 原告：公立大学法人京都市立芸術大学

1880年（明治13年）に創設の京都府の画学校が起源

1969年（昭和44年）－ 市立美術大学（京都市東山区今熊野）と市立音楽短期大学（同市左京区聖護院）が統合して、京都市立芸術大学となり2カ所で開学

1980年（昭和55年）－ 今熊野と聖護院から、郊外の新興住宅地（洛西ニュータウン）に近い同市西京区大枝沓掛町に統合移転。

2014年（平成26年）－ 1月、京都市は市立芸術大学の京都駅東側への移転整備を発表（以上、ウィキペディアから引用・加筆）

美術学部と音楽学部がある。

京都芸術大学事件（事案の概要）

- 被告：学校法人瓜生山学園

1977年（昭和52年） – 京都芸術短期大学開学

1979年（昭和54年） – 法人名を学校法人瓜生山学園に変更

1991年（平成3年） – 京都造形芸術大学開学

2000年（平成12年） –京都造形芸術大学と京都芸術短期大学を統合・再編し、京都造形芸術大学に

2001年（平成13年） – 京都芸術短期大学廃止認可

2020年（令和2年） – 京都芸術大学に名称変更。附属高等学校を京都芸術大学附属高等学校に改称

キャンパスは京都市左京区瓜生山に所在（以上、ウィキペディアから引用）

芸術学部（美術工芸学科、各種デザイン学科等）、通信教育部芸術学部がある。音楽学部はない。

京都芸術大学事件（事案の概要）

- 原告が被告に対し、原告の以下の営業表示に類似する「京都芸術大学」の名称の使用の差し止めを求めて、大阪地裁に提訴

原告表示1：京都市立芸術大学

原告表示2：京都芸術大学

原告表示3：京都芸大

原告表示4：京芸

原告表示5：Kyoto City University of Arts

京都芸術大学事件（争点）

(1) 不正競争防止法2条1項2号該当性（争点1）

ア 原告表示1～5の「著名」性の有無等（争点1－1）

イ 原告表示1～5と本件表示との類似性の有無（争点1－2）

(2) 不正競争防止法2条1項1号該当性（争点2）

ア 原告表示1～5の周知性（需要者の間に広く認識されていること）の有無（争点2－1）

イ 原告表示1～5と本件表示との類似性の有無（争点2－2）

ウ 本件表示の被告の使用による原告の営業との混同惹起の有無（争点2－3）

(3) 本件表示の被告の使用による原告の営業上の利益の侵害又は侵害のおそれの有無（争点3）

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

１　原告表示1～5等の使用状況

(1) 原告の使用

　ア　正式名称：原告表示1（京都市立芸術大学）及びその英語表記である原告表示5（英語表記）

　イ　略称：原告表示3（京都芸大）、原告表示4（京芸）、「京都市立芸大」

　ウ　使用態様

　　（ア）　原告表示1及び3～5の単独使用

　　（イ）　原告表示1及び5を組み合わせ，原告表示1を上段に，原告表示5を下段に配置してなるロゴマーク（「原告大学ロゴ」）

　　（ウ）　原告表示1，３又は4と他の単語を組み合わせて使用する態様（「京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA」，「京都芸大ビジュアルデザイン専攻」，「京都芸大サマーアートスクール」，「京芸友の会」，「京芸通信」，「京芸イベントガイド」等）等

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

１　原告表示1～5等の使用状況

(1) 原告の使用（続き）

エ　使用媒体

（ア）　大学案内，「京芸通信」その他外部向け冊子

（イ）　原告大学主催の展覧会，演奏会等のイベント（地域的には，京都市又は京都府内で行われるものが多いが，これに限られない。）や他の大学等と連携して実施するイベント（これも，地域的には同様である。）の案内チラシ等，京都市民向け公開講座等の案内チラシ等が見られる。

（ウ）　配布先：原告大学の受験を検討している大学受験生及びその保護者，在校生及びその保護者のほか，他の大学，美術館・博物館，コンサートホール，近畿地方の市町村，新聞社及び図書館等

（エ）　これらに使用される表示としては，原告表示1又は原告大学ロゴが使用されることが最も多い。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

１　原告表示1～5等の使用状況

(1) 原告の使用（続き）

オ　原告が京都市又は京都市所在の団体等と連携して設置等された展示物等

ほとんどは原告表示1又は原告大学ロゴが使用されている。

カ　原告大学の所蔵する書画等の資料を展覧会等のために各地の美術館，博物館等に貸し出す場合，展示物や図録に原告表示1が表示されているが，原告表示3及び4の使用例もある。

キ　上記使用に当たっての各表示の使用頻度としては，原告表示1が最も多く使用されており，これと共に原告大学ロゴを構成する原告表示5も多い。原告表示3は，使用される例が少ないとはいえないものの，原告表示1及び5と比較すると，必ずしも多いとまではいえない。原告表示4を原告が使用する例は，「京芸通信」等の特定の使用例を除くと，限定的といってよい。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

１　原告表示1～5等の使用状況

(2) 原告関係者による使用

原告大学の卒業生，教職員その他関係者は，原告大学の表示として，原告表示1～5を使用する例が見られるほか，「京都市立芸大」，「市立芸大」を使用する例もある。

使用媒体及び使用態様としては，原告関係者が参加する展覧会，演奏会，京都市中での展示物の展示等自らの芸術活動に係る案内チラシ等に，現在又は過去の所属先（経歴又は肩書）として記載される例が圧倒的に多い。

上記使用に当たっての各表示の使用頻度は，原告表示1が最も多く使用されており，次いで原告表示3が多く見られる。原告表示2及び4の使用頻度は必ずしも多くない。ただし，原告大学音楽学部同窓会の会報や活動に係るパンフレット等においては，原告表示3及び4を使用する例が多く見られる。

原告表示5は，これらの者の海外での活動に際し使用される例が多いが，英語圏以外の国での活動の場合には，その地の言語で記載される例も少なくない。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

１　原告表示1～5等の使用状況

(3)公共機関及びその関係者による使用

ア　京都市（区含む）

京都市（区を含む。）：原告表示1又は3を使用する例が数多く見られる。原告表示2又は「芸大」を使用する例も，少ないながら見られる。

「きょうと市民しんぶん」（京都市発行）：「市立芸術大学」，「市立芸大」

公式サイト（京都市長）：本件紛争前は、「市立芸術大学」、「市立芸大」、「京都市立芸大」。本件紛争顕在後は、原告表示1及び3。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

１　原告表示1～5等の使用状況

(3)公共機関及びその関係者による使用（続き）

ア　京都市（区含む）（続き）

京都市議会会議録：原告表示1～4。このうち，原告表示2及び3が比較的多い。

原告大学移転整備計画に係るパブリックコメントに対する意見：原告表示1、3、「市立芸大」，「市芸」，「芸大」，「京都市芸大」。使用頻度については，原告表示3が最も多い。

京都市西京区役所発行に係る地図：「京都市立芸大」，「市立芸術大」

イ　公共交通機関等

道路案内標識には，原告表示3及び「Kyoto Univ. of Arts」と表示。原告大学付近のバス停の名称は「芸大前」。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

１　原告表示1～5等の使用状況

(4) マスメディアによる使用

本件につき報道する新聞記事においては，原告表示3及び4をもって原告大学の略称又は通称とするものが見られる。

本件に係る紛争が顕在化する以前の記事等では，新聞及びテレビ等のマスメディアにおいて，原告大学の表示として，原告表示1～4のほか，「京都市芸大」，「市芸」，「市芸大」，「市立芸術大」，「京都市立芸大」，「芸大」，「京芸大」，「市立芸大」が使用される例が見られる。使用頻度としては，原告表示1が最も多く使用されているが，原告表示3が使用される例もこれに近いといってよい。ただし，ここでも，上記各略称とともに原告表示1が使用される例が多く見られる。なお，新聞記事における原告大学に係る表示の使用傾向は，被告大学が「京都造形芸術大学」に改称した前後を通じて明確な変化はうかがわれない。また，原告にとって地元紙である京都新聞について見ても，原告表示1及び3を同一記事中に併記している例が最も多い。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

１　原告表示1～5等の使用状況

(4) マスメディアによる使用（続き）

　被告の依頼に基づく新聞及び雑誌記事における原告大学に係る表示を使用した記事数（対象期間は平成28年～平成30年）によれば，合計836件中，原告表示1が130件，原告表示2は0件，原告表示3は11件，原告表示4は2件，その他は「京都市立芸術大」又は「市立芸術大」572件，「京都市立芸大」又は「京都市芸大」96件，「市立芸大」25件という結果が示されている。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

１　原告表示1～5等の使用状況

(5) 地図における使用

京都市西京区作成の案内資料に含まれる地図：「京都市立芸大」，「市立芸術大」

NTT タウンページ株式会社発行（京都市協力）に係る京都市西京区の防災タウンページ掲載の避難所マップ：「市立芸大」

インターネット上で公開された京都市の地図：原告表示1と実質的に同一と見られるもの（「京都市立芸術大」），「市立芸大」，「京都市立芸大」

書籍としての地図：「市立芸大」，「市立芸術大」

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

１　原告表示1～5等の使用状況

(6) 受験関係者による使用

　美術系大学の受験生を対象とする受験指導組織のパンフレットや受験情報の掲載誌においては，原告大学の表示として，正式名称である原告表示1のほか，原告表示2～5を使用する例がある。このほか，「京都市立芸大」，「京都芸」，「京都市芸」の使用例も見られる。使用頻度としては，原告表示1も多いが，受験指導組織が原告大学に特化したコース又はクラスを設定していることも多く，こうしたコース等の名称及びその説明においては，原告表示3又は4が使用される例がむしろ多い。

(7) 原告との取引先等（原告大学の受験関係者を除く。）による使用

　受験関係者を除く原告大学の取引先が原告大学に提出，送付する書類やメールにおいては，原告大学の表示として，原告表示1のほか，原告表示2～5を使用する例がある。このほか，「京芸大」，「KYOTO GEIJUTSU DAIGAKU」（各単語の頭文字以外を小文字とする例もある。），「芸術大学」といった使用例も見られる。使用頻度については，原告表示1～3が比較的多く使用されているものといえる。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

１　原告表示1～5等の使用状況

(8) 被告大学の表示の使用例

令和2年4月１日付け改称前における被告大学の表示：「京都造形芸大」，「京造」，「造形大」，「造形芸大」（なお，改称後は被告大学につき本件表示を使用している例が見られる。）。

改称前の京都市バス：行き先表示として「上終町・京都造形芸大」、バス停としては「上終町京都造形芸大前」。京都バスのバス停も，同様の表示。（後記の和解後に「上終町・瓜生山学園京都芸術大学前」となった。）。

改称前の大学情報に関するウェブサイト等：「京造」，「京都造形大」，「京都造形」

被告大学自身も，改称前の略称として，「京造」，「京都造形」との表示を使用。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

１　原告表示1～5等の使用状況

(8) 被告大学の表示の使用例（続き）

もっとも，SNS やブログその他のウェブページ上では，投稿者の属性（居住地，原告及び被告との関係）等は必ずしも明らかでないものが含まれるものの，上記時期において，被告大学につき，本件表示や「京都芸大」（原告表示3と同一のもの），「京芸」（原告表示4と同一のもの）との表示を使用する例も数多く見受けられる。京都市長のブログにおいても，被告大学につき本件表示を使用したものがある。

被告大学の取引先その他（被告大学の在学生や教職員も含む。）からのメールにおいても，同様の使用状況が見受けられる。被告大学に関連する新聞や雑誌の記事にも，被告大学を示すものとして本件表示や「京造」を使用する例がある。

また，京都市左京区の防災タウンページに掲載された避難所マップには，被告大学につき「京都芸大」との表示が使用されている。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

２　原告表示1～5の「著名」性の有無等（争点1－1）について

(1) 事業者の努力によりその商品表示又は営業表示が広く知られるようになると，そのブランドイメージが当該事業者独自のものとして顧客吸引力を有し，個別の商品や営業を超えて独自の財産的価値を持つに至ることがある。不正競争防止法2条1項2号は，そのような表示を第三者が冒用することにより，たとえ本来の表示主体である事業者の商品等との間に混同を生じない場合であっても，当該第三者による当該表示の持つ顧客吸引力へのただ乗り（フリーライド），当該表示とその本来の表示主体である事業者との結びつきの希釈化（ダイリューション），当該表示の持つブランドイメージの毀損（ポリューション）といった事態の生じることを抑止し，本来の表示主体である事業者を保護することをその趣旨とする。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

２　原告表示1～5の「著名」性の有無等（争点1－1）について

(2)「商品等表示」とは，「人の業務に係る氏名，商号，商標，標章…その他の商品又は営業を表示するもの」（同条1項1号）であるところ，「営業」とは，取引社会における競争関係を前提とするものとして解釈されるべきであるものの（最高裁判所第二小法廷平成18年1月20日判決民集60巻1号137頁），広く経済的対価を得ることを目的とする事業を指し，私立学校のみならず公立学校の大学経営も，これに含まれるというべきである。

前記1認定に係る各事実によれば，原告表示1及び3～5は原告自らその商品等表示として使用しているということができる。また，これらに加え，原告表示2も，取引社会において原告大学を示す表示として現に使用されており，原告もこれを容認しているといってよい。

したがって，原告表示1～5は，いずれも原告の「商品等表示」に当たる。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

２　原告表示1～5の「著名」性の有無等（争点1－1）について

(3) 原告表示1～5の「著名」性の有無

　ア 不正競争防止法2条1項2号の前記趣旨に鑑みると，「著名」な商品等表示といえるためには，当該商品等表示が，単に広く認識されているという程度にとどまらず，全国又は特定の地域を超えた相当広範囲の地域において，取引者及び一般消費者いずれにとっても高い知名度を有するものであることを要すると解される。

　これを本件について見るに，大学の「営業」には学区制等の地理的な限定がないことに鑑みると，地理的な範囲としては京都府及びその隣接府県にとどまらず，全国又はこれに匹敵する広域において，芸術分野に関心を持つ者に限らず一般に知られている必要があるというべきである。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

２　原告表示1～5の「著名」性の有無等（争点1－1）について

(3) 原告表示1～5の「著名」性の有無（続き）

イ 原告表示1について

(ア) 前提事実（前記第2の2(1)）及び前記1認定に係る各事実によれば，原告の正式名称である原告表示1は，原告はもちろん原告大学の関係者によっても，原告大学の営業表示として長年にわたり数多く使用されてきたものといってよい。また，その地域的範囲も，書籍やウェブページに記載されたものは全国的に使用されたものということができるし，原告大学の在校生及び卒業生等の活動範囲は国内外にわたっている。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

２　原告表示1～5の「著名」性の有無等（争点1－1）について

(3) 原告表示1～5の「著名」性の有無（続き）

イ 原告表示1について（続き）

しかし，原告大学関係者による原告表示1の使用例（前記1(2)）のうち多数を占める原告大学関係者の肩書又は経歴等としての使用の多くは，そもそも原告の営業表示として使用されたものとはいい難い。その点を措くとしても，芸術家の活動（作品等の展示を含む。）の際には，当該芸術家の名や作品名等が大きく表示され，こうした経歴等はこれらと同程度又はより小さな記載により付記されるという程度にとどまることが通常であり，殊更に注目を惹く形で表示される場合は限られる。こうした活動に接する側の鑑賞者も，研究者その他の特に関心の深い者でなければ，当該活動それ自体や当該芸術家の他の活動等に関心を持つことはあっても，当該芸術家の経歴等にまで興味を持つとは必ずしもいえない。

そうすると，原告表示1をもって，原告の営業表示として「著名」なものということはできない。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

２　原告表示1～5の「著名」性の有無等（争点1－1）について

(3) 原告表示1～5の「著名」性の有無（続き）

イ 原告表示1について（続き）

（イ) 原告表示1につき，芸術分野に関心のある者の間で著名であるなどとして「著名」な営業表示に当たる旨の原告の主張を以下の理由で認めなかった。

①芸術分野は，多様な内実を有しており，これに合わせて，芸術分野に関心を持つ者といっても，その裾野は相当広範囲に及ぶものと見られる。他方で，証拠を精査しても，原告関係者である芸術家の活動分野はその一部にとどまるものというほかない。

②また，芸術分野に関心のある者のうち，職業的な芸術家もしくは研究者又はこれらを志望する者は人数的に限られる。そうすると，芸術分野に関心のある者といえども，その全体としては，芸術活動の主催者が誰であるか，また，その実践に当たる者の経歴等はどのようなものかといった点に関心を持つ者は，さほど多くないと思われる。

③そうである以上，原告大学関係者である芸術家の活躍の程度や，その経歴等のパンフレットへの掲載，マスメディア等への露出が多いことをもって，直ちに原告表示1が「著名」な営業表示ということはできない。

④さらに，原告大学及び原告大学関係者の活動等が全国規模で展開されているといっても，その活動等は，明らかに京都市域を中心とした京都府及びその近隣府県の範囲を主たる対象地域としている。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

２　原告表示1～5の「著名」性の有無等（争点1－1）について

(3) 原告表示1～5の「著名」性の有無（続き）

ウ 原告表示2～5について

前記イのとおり，原告表示1については，原告の営業表示として「著名」（不正競争防止法2条1項2号）なものとはいえない上，原告表示2～5の使用頻度は，原告表示1に比していずれも少ない（前記1）。にもかかわらず，原告表示2～5につきなお「著名」というべきものと認めるに足る証拠も見当たらない。

したがって，原告表示2～5をもって，原告の商品等表示として「著名」なものということはできない。この点に関する原告の主張は採用できない。

(4) 以上より，不正競争防止法2条1項2号，3条1項に基づく原告の請求は，その余の点を論ずるまでもなく理由がない。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

３　原告表示１～５の周知性の有無（争点２－１)について

(1) 不正競争防止法2条1項1号の趣旨は，周知な商品等表示の有する自他識別機能又は出所表示機能を保護するため，周知な商品等表示に化体された他人の営業上の信用を自己のものと誤認混同させて顧客を獲得する行為を防止することにより，事業者間の公正な競争を確保することにある。

(2) このような趣旨に鑑みれば，前記2(2)と同様に，原告表示１～５をもって原告の「商品等表示」ということができる。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

３　原告表示1～5の周知性の有無（争点２－1)について

(3) 需要者について

不正競争防止法2条1項1号の前記趣旨に鑑みれば，「需要者」とは，当該商品等表示が使用等される商品又は営業に係る取引の相手方をいう。

以下の理由から、「需要者」については，京都府及びその近隣府県に居住する者一般（いずれの芸術分野にも関心のないものを除く。）と認定した。

①被告は通信教育を行っており、美術に関心がある一般人の学生が多い。

②被告大学そのものは京都市に所在し，通学生も多数に上ることに加え，被告大学の各種活動の場所も京都市を中心とするものと見られる。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

３　原告表示1～5の周知性の有無（争点２－１)について

(4) 原告表示1～5の周知性の有無について

ア 原告表示1について

原告大学は，その母体の設立からは140年，現在の名称となってからでも50年以上という長期にわたり，京都市に所在して芸術教育を実施し，文化勲章受章者を含む多数の芸術家を輩出している。また，原告大学は，京都市内にギャラリー（@KCUA）を設置し，同所にて展覧会等の催事を繰り返し実施するとともに，京都市内において，案内チラシ等に原告表示1を付すなどして展覧会や演奏会を主催し，また，地下鉄駅構内その他京都市内の人目に付きやすい場所に，原告表示1を付して作品を展示し，さらに，京都市内において児童その他市民向けの芸術教育活動等を行ってきたことが認められる。

これらの事情のほか，京都府及びその近隣府県の範囲における交通や新聞等による報道の実情等に鑑みると，京都府及びその近隣府県に居住する一般の者が，原告大学を表示するものとして原告表示1を目にする機会は，相当に多いものと合理的に推認される。

そうすると，原告表示1は，原告大学を表示するものとして需要者に広く認識されており，周知のものといってよい。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

３ 原告表示１～５の周知性の有無（争点２－１)について

(4) 原告表示１～５の周知性の有無について（続き）

イ 原告表示２～４については、以下の事情により、周知性を否定。

(ｱ) 原告表示２～４については，原告表示１と比較してその使用頻度はいずれも少ない。

(ｲ)原告大学を示す略称又は通称として，原告表示２～４のほか，「京都市立芸大」，「市立芸大」，「市芸」その他様々なものが使用されている

(ｳ)「京都」（又は「京」），「芸術」（又は「芸」）及び「大学」（又は「大」）は，大学の名称としては，いずれもありふれたものである。略称等に「市立」（又は「市」）が含まれ，「京都」（又は「京」）が省略されることも，当然起こり得る。

(ｴ)このように多種多様な略称等を生じ，それぞれが一定程度使用されていること自体，原告大学の略称等として各表示それ自体が有する通用力がいずれもさほど高くないことをうかがわせる。

(ｵ)原告表示２～４と同一の表示が，原告大学ではなく被告大学を示す表示として使用される例も，相応に見受けられる。

(ｶ)原告表示２～４が，それぞれ，原告表示１を想起させることを介して，又はこれを介さずに，原告大学を想起させるものとして広く知られていることをうかがわせるに足る具体的な証拠はない

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

３ 原告表示１～５の周知性の有無（争点２－１)について

(4) 原告表示１～５の周知性の有無について（続き）

ウ 原告表示5について

本件における「需要者」が京都府及びその近隣府県に居住する者一般（いずれの芸術分野にも関心のないものを除く。）と解されることに鑑みると，原告表示5が原告大学を示すものとして使用される例のほとんどは，原告大学ロゴとして原告表示1と一体となっているものということができる。この需要者には，もとより京都府及びその近隣府県に居住する英語を理解する外国籍の者も含まれるけれども，原告大学ロゴにおける原告表示1と5とのフォントサイズの違い（原告表示1の方が明らかに大きい。）から，原告大学ロゴ全体のサイズ次第では，原告表示5の部分は相当に注意を払わないと視認し難い。また，上記地域的範囲に居住する日本語を解する者が，原告表示1の存在にもかかわらず，原告表示5にも更に注意を払うことは，必ずしも多くないと推察される。

したがって，原告表示5は，原告の商品等表示として需要者の間に広く知られたもの，すなわち周知のものということはできない。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

３ 原告表示１～５の周知性の有無（争点２－１）について

(5) 原告表示1と本件表示との類似性の有無（争点２－２）について

　ア ある商品等表示が不正競争防止法2条1項1号にいう他人の商品等表示と類似のものか否かを判断するに当たっては，取引の実情のもとにおいて，取引者又は需要者が，両者の外観，称呼又は観念に基づく印象，記憶，連想等から両者を全体的に類似のものとして受け取るおそれがあるか否かを基準として判断するのが相当である（最高裁判所第二小法廷昭和58年10月７日判決民集37巻8号1082頁）。その判断に際しては，商品等表示のうち，自他識別機能又は出所表示機能を生ずる特徴的部分すなわち要部を抽出した上で，これを中心に表示の全体を離隔的に観察する方法による。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

４　原告表示1と本件表示との類似性の有無（争点２－２）について

イ 原告表示1のうち，「京都」，「芸術」及び「大学」の各部分は，大学の名称としては，所在地，中核となる研究教育内容及び高等教育機関としての種類を示すものとして，いずれもありふれたものである。このため，これらの部分の自他識別機能又は出所表示機能はいずれも乏しい。

「（京都）市立」の部分は，大学の設置主体を示すものであるところ，日本国内の大学のうちその名称に「市立」を冠するものは原告大学を含め11大学，「市立」ではなく「市」が含まれるものを含めても13大学にすぎず，しかも，京都市を設置主体とする大学は原告大学のみである（乙2）。このような実情に鑑みると，原告表示1のうち「（京都）市立」の部分の自他識別機能又は出所表示機能は高いというべきである。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

４　原告表示1と本件表示との類似性の有無（争点２－２）について

また，その名称に所在地名を冠する大学は多数あり，かつ，正式名称を構成する所在地名，設置主体，中核となる研究教育内容及び高等教育機関としての種類等のうち一部のみが相違する大学も多い（乙1）。このため，需要者は，複数の大学の名称が一部でも異なる場合，これらを異なる大学として識別するために，当該相違部分を特徴的な部分と捉えてこれを軽視しないのが取引の実情と見られる。

そうすると，原告表示1の要部は，その全体である「京都市立芸術大学」と把握するのが相当であり，殊更に「京都」と「芸術」の間にある「市立」の文言を無視して「京都芸術大学」部分を要部とすることは相当ではない。

京都芸術大学事件（裁判所の判断）

４　原告表示1と本件表示との類似性の有無（争点２－２）について

ウ 原告表示1と本件表示とは，その要部を中心に離隔的に観察すると，「市立」の有無によりその外観及び称呼を異にすることは明らかである。観念についても，「市立」の部分により設置主体が京都市であることを想起させるか否かという点で，原告表示1と本件表示とは異なる。取引の実情としても，前記イのとおり，需要者は，複数の大学の名称が一部でも異なる場合，これらを異なる大学として識別するために，当該相違部分を特徴的な部分と捉えてこれを軽視しない。

そうすると，原告表示1と本件表示とは，取引の実情のもとにおいて，取引者又は需要者が，両者の外観，称呼又は観念に基づく印象，記憶，連想等から全体的に類似のものとして受け取るおそれがあるとはいえない。そうである以上，原告表示1と本件表示とは，類似するものということはできない。

エ 以上より，不正競争防止法2条1項1号，3条1項に基づく原告の請求は，その余の点を論ずるまでもなく理由がない。

京都芸術大学事件（大阪高等裁判所での和解）

大阪高裁の和解勧告により、令和3年7月20日、和解成立。当事者双方のウェブサイトにて公表されている。

https://www.kcua.ac.jp/wp-content/uploads/b1cb946a0d64425cebe454f56dd52e07.pdf

1(1)　控訴人（公立大学法人京都市立芸術大学）は、被控訴人（学校法人瓜生山学園）が被控訴人大学の名称として「京都芸術大学」及び「Kyoto University of the Arts」を使用することに自ら異議を述べず、また，第三者をして異議を述べさせない。

（2）被控訴人は，控訴人が控訴人大学の通称又は略称として「京都芸大」及び「京芸」を使用することに自ら異議を述べず，また，第三者をして異議を述べさせない。

2(1)　被控訴人は，今後，被控訴人大学の通称又は略称として「京都芸大」及び「京芸」を自ら使用せず，また，第三者をして使用させない（第三者が自ら使用した場合については，被控訴人は何らの責任を負わない。）。

（2）控訴人は，今後，控訴人大学の通称又は略称として「京都芸術大学」を自ら使用せず，また，第三者をして使用させない（第三者が自ら使用した場合については，控訴人は何らの責任を負わない。）。

京都芸術大学事件（大阪高等裁判所での和解）

3(1)　控訴人の「京都芸大」の商標登録について、被控訴人は自ら異議を述べず、また，第三者をして異議を述べさせない。被控訴人は、今後、指定商品及び指定役務を問わず、「京都芸大」及び「京芸」の商標登録を行わない。

（2）被控訴人の「京都芸術大学」の商標登録について、控訴人は自ら異議を述べず、また，第三者をして異議を述べさせない。控訴人は、「京都芸術大学」の商標登録の出願を全て取り下げ、今後、指定商品及び指定役務を問わず、「京都芸術大学」の商標登録を行わない。

４　当事者双方は，互いに，相手方のこれまでの研究，教育及びその他の活動に敬意を表し，協力して芸術の発展に寄与することをここに表明するとともに，相手方の名称（通称又は略称を含む。）に関して互いに誹謗中傷を行わず，また，第三者をして誹謗中傷を行わせないものとする。

京都芸術大学事件（商標登録の状況）

「京芸」

登録番号：第6279310号

商標権者：控訴人

41類

大学における教授，美術品の展示，映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営，演芸の上演，演劇の演出又は上演，音楽の演奏

令和元年7月11日出願

令和2年8月12日登録

「京都芸大」

登録番号：第6461620号

商標権者：控訴人

41類

大学における教授，美術品の展示，映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営，演芸の上演，演劇の演出又は上演，音楽の演奏

令和元年7月11日出願

令和3年10月26日登録

京都芸術大学事件（商標登録の状況）

「京都芸大」

登録番号：第6462320号

商標権者：控訴人

9、14、16、18、21、」24、25、41類

スマートフォン等

令和2年9月４日出願

令和3年10月26日登録

「京都芸術大学」

登録番号：第6490756号

商標権者：被控訴人

41類

大学における教授，美術の対話型鑑賞教育に関する資格又は認定の企画及び実施，美術の対話型鑑賞に関する知識の教授，大学における知識の教授，その他の技芸・スポーツ又は知識の教授等

令和元年7月17日出願

令和3年12月23日登録

京都芸術大学事件（検討）

１　著名表示（他人の著名な商品等表示（2条1項2号））について

（1）１号と異なり混同のおそれを要件とせず保護が与えられるため、著名性の認定にあたっては、１号よりも識別力が強度のものとして通用していることが必要と考えられる。

　ア　売上高、市場シェア、宣伝広告費等が高いという事情は、著名性を肯定する方向に斟酌される。

　イ　学校名に関しては、「青山学院」が著名表示と認定された例がある（東京地判平13・7・19判不競1162ノ2ノ82頁［呉青山学院中学校］）。

　ウ　「京都市立芸術大学」には青山学院のような著名性はないであろう。

京都芸術大学事件（検討）

２　周知表示（2条1項1号）について

（1）　周知性の範囲

ア　地域的範囲

一定の地域で周知であれば足りるが、その保護の範囲は周知である範囲にのみ及ぶと解される。

本件では、原告は、京都市に所在する芸術大学であるので、少なくとも、京都府及び近隣府県の範囲で周知と考えられ、判旨のとおりでよいと思われる。

京都芸術大学事件（検討）

２　周知表示（2条1項1号）について

（1）　周知性の範囲

イ　顧客層

原告は、美術学部と音楽学部を開設しているが、被告は芸術（美術系）学部のみであって音楽学部は持っていないため、芸術（美術系）学部の需要者について周知性を検討すべきではないか。音大と美術大とでは顧客が異なると思われる。

被告は芸術学部の通信教育を行っていることから、裁判所は、美大の受験者だけではなく、京都府及びその近隣府県に居住する者一般（いずれの芸術分野にも関心のないものを除く。）を需要者と認定している。

京都芸術大学事件（検討）

２　周知表示（2条1項1号）について

（2）　周知性の程度

　一般的には、商品等表示として使用されていれば、周知性を一定の範囲で認めることが可能。

　裁判所は、原告が自ら原告表示2を使用していないと認定しつつ、原告の商品等表示であると認定したている。アメックス事件最判（最高裁H5.12.16。判例時報1480号148頁）では、「不正競争防止法1条1項2号（筆者注：旧法。現行法2条1項1号の営業表示にあたる）にいう広く認識された他人の営業であることを示す表示には、営業主体がこれをしようないし宣伝した結果、当該営業主体の営業であることを示す表示として広く認識されるに至った表示だけではなく、第三者により特定の営業主体の営業であることを占めるとして用いられ右表示として広く認識されるに至ったものも含まれる」と判示している。

　裁判所は、原告が使用している原告表示2～5は指標頻度が少ないとして周知性を否定している。

京都芸術大学事件（検討）

２　周知表示（2条1項1号）について

（3）類似性

ア　京都府の美術系学部のある大学

原告（京都市立芸術大学）

被告（京都美術大学（旧京都造形芸術大学））

京都精華大学

嵯峨美術大学

京都美術工芸大学

京都芸術大学事件（検討）

２　周知表示（2条1項1号）について

（3）類似性

イ　裁判所は「京都市立芸術大学」を原告の周知表示と認定。

ウ　「取引の実情のもとにおいて、取引者、需要者が、両者の外観、称呼、又は観念に基づく印象、記憶、連想等から両者を全体的に類似のものとして受け取るおそれがあるか否か」を基準とするのが最高裁（最判昭58・10・7民集37巻8号1082頁日本ウーマンパワー上告審）

エ　「京都」、「芸術」、「大学」がありふれており、識別力が弱いのは事実であろう。